

熊本県公報

第 1 1 2 8 6 号

平成 17 年 7 月 13 日 (水)

(毎週 月・水・金発行)

目次

告 示	
○身体障害者福祉法に基づく事業者の指定.....	(障害者支援総室) 1
○知的障害者福祉法に基づく事業者の指定.....	(") 1
○児童福祉法に基づく事業者の指定.....	(") 1
○指定居宅サービス事業所の指定.....	(高齢者支援総室) 2
○ " 	(") 2
○指定認知症対応型共同生活介護事業所の指定.....	(") 2
○ " 	(") 2
○保安林の指定.....	(森林保全課) 2
登 載 依 頼	
○熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....	(人事委員会) 3
○熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則.....	(") 3
○熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等 の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	(") 3

告 示

熊本県告示第 901 号
身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅
支援事業者を次のとおり指定した。
平成 17 年 7 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
ツツミ薬局ヘルパーステーション 阿蘇郡高森町大字高森 2151 番地 1	株式会社パスファインダー 熊本市水前寺三丁目 11 番 8 号 堤 峰子	平成 17 年 7 月 5 日	43000100210110	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 902 号
知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支
援事業者を次のとおり指定した。
平成 17 年 7 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
ツツミ薬局ヘルパーステーション 阿蘇郡高森町大字高森 2151 番地 1	株式会社パスファインダー 熊本市水前寺三丁目 11 番 8 号 堤 峰子	平成 17 年 7 月 5 日	43000200289113	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第 903 号
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定居宅支援事
業者を次のとおり指定した。

平成17年7月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
ツツミ薬局ヘルパーステーション 阿蘇郡高森町大字高森 2151 番地 1	株式会社パスファインダー 熊本市水前寺三丁目 11 番 8 号 堤 峰子	平成 17 年 7 月 5 日	43000300192118	児童居宅介護

熊本県告示第 904 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 7 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
よかばい 鹿本郡植木町一木 183 番地 1 街区 7	有限会社よかばい	平成 17 年 7 月 1 日

熊本県告示第 905 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 7 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
水前寺しょうぶ苑 熊本市水前寺三丁目 13 番 10 号	有限会社九州松栄産業	平成 17 年 7 月 1 日

熊本県告示第 906 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 7 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【認知症対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホーム誉ヶ丘 宇城市豊野町山崎 1728 番地 1	有限会社ユニゾン	平成 17 年 7 月 1 日

熊本県告示第 907 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 7 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【認知症対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホームカムさあ 熊本市龍田陣内三丁目 37 番 7 号	社会福祉法人リデル・ライト 記念老人ホーム	平成 17 年 7 月 1 日

熊本県告示第 908 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年7月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町洞岳字上藤木434
 - 2 指定の目的 落石の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

登載依頼

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月13日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第33号

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
別表警察の部及び県立学校の部中「八代郡泉村」を「八代市泉町」に改める。
附 則
この規則は、平成17年8月1日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月13日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第34号

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県へき地手当等に関する規則（平成6年熊本県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
別表第1学校給食法第5条の2に規定する施設の部八代教育事務所の項中「泉村学校給食センター」を「八代市泉学校給食センター」に改める。
附 則
この規則は、平成17年8月1日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月13日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第35号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表市町村の表五木村の項中

村長部局	本庁（出納室を含む。） 診療所	課長 室長 審議員 所長 部長
教育委員会	事務局 中学校 小学校	教育長 課長 校長 教頭 校長 教頭

」を

村長部局	本庁（会計室を含む。） 診療所	課長 課長補佐 所長 部長
教育委員会	事務局 中学校	教育長 課長 課長補佐 校長 教頭

	小学校	校長 教頭
農業委員会事務局		局長

」に改め、同

表 苓北町の項中

教育委員会	事務局 給食調理場 中学校 小学校	教育長 課長 場長 校長 教頭 校長 教頭
-------	----------------------------	--------------------------------

」を

教育委員会	事務局 給食調理場 中学校 小学校	教育長 課長 場長 校長 教頭 校長 教頭
農業委員会事務局		局長

」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。